

函館市生活交通路線維持費補助金に係る
令和3年度改善計画の策定趣旨について

1 背景

市内のバス路線につきましては、国・道・市それぞれの補助制度のもと、適切な役割分担により維持・確保が図られているところであり、函館市におきましても「函館市バス生活路線維持費補助金交付要綱」に基づき、一定の補助を行っております。

2 改善計画について

函館市の補助制度では、市が単独で補助を行う函館市生活交通路線のうち、前年度の平均乗車密度が5人未満の不採算路線については、バス事業者において、本協議会における意見を尊重しながら、収支改善のための方策を定めた改善計画を策定し、当該計画に定めた方策を実施することを補助の要件としていることから、函館バス株式会社より提出のあった改善計画案をお諮りするものです。

3 計画概要

例年は東部4地域を運行する3つの系統（下海岸線②、下海岸線③、鹿部海岸線②）が計画策定の対象となっておりましたが、本年は新型コロナウイルス感染症の流行による利用減少に伴い、新たに「旭岡団地線②」が対象となったため、計4つの系統について収支の改善を図る内容となっております。

東部4地域関係路線につきましては、合併時の協議において、当分の間継続して補助対象路線とすることとされておりますので、合併時の経過を考慮しながら、今後、路線再編の一環として、地区特性に応じた持続可能な運行形態への見直しを進めることとしております。

また、新たに対象となった系統につきましては、買物等の生活の足として使われている路線を運行するものであり、コロナ禍により一時的に利用が減少しているものの、潜在的な需要はなお見込まれるものであることから、従前の運行継続を計画内容としております。